

【開催要領】

- 1、目的
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けた事業者を支援する。
 - ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で停滞した地域経済を刺激し、需要・消費を喚起する。
 - ③ 市内の新型コロナ感染症防止対策の徹底を施した(新型コロナ対策推進の店)お店を安心して巡っていただく。
 - ④ お店の知名度アップ、来店者数アップ、売上アップ、地域力アップを図る。
2. 開催期間
 - ・クーポン券利用期間: 令和2年7月7日(火)から令和2年10月31日(土)
 - ・クーポン券精算期間: 令和2年7月15日(水)から令和2年11月16日(月)
3. 参加対象店 長野県が推進している「新型コロナ対策推進の店」を宣言し、かつ、東御市内で宿泊・飲食サービス業(スナック・バーなどを含む)、生活関連サービス業(美容業・理容業・旅行業等を含む)、一般乗用旅客自動車運送業(タクシー事業)及び小売業を営む店舗等(中小企業又は個人事業者が営む店舗に限り、大規模小売店舗を除きます。)
4. 参加料 無料
5. 事業内容
 - ① 3,000円(1枚500円6枚綴りで1冊)のクーポン券を発行、全市民に配布、市内の取扱店加盟店で利用できる。
 - ② お一人、1回、600円以上のお食事・お買い物等された場合、1枚利用できる。
 - ③ 配布する取扱加盟店ポスター、のぼり旗を店舗入り口等に掲示してください。
 - ④ 取り扱いにおいて、クーポン券(割引券)の受け取りを拒むことはできません。
 - ⑤ 本クーポン券(割引券)の対象のなる商品・サービス等
本クーポン券は、本事業の取扱加盟店の取り扱う商品・役務・サービス等において使用できるものとする。ただし、有価証券や商品券、ビール券、酒券、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものや市外でも利用できる電子マネーのチャージ、特定の商品(公共料金、たばこ、金融商品、本事業の目的にそぐわないもの等)は対象外とする。つり銭は出ない。
 - ⑥ 取扱加盟店の換金手続き等
取扱加盟店は、使用されたクーポン券裏の指定欄に自店名を記入・押印した上、換金請求書に添えて、発行元の商工会事務局において換金手続きをする。その際、窓口において金銭の授受は行わず、事務局は預かり枚数と金額を記載した預かり証を発行、締日に応じて予め定めた支払日に指定口座への振込により換金手続きを完了する。
尚、換金請求の締日及び支払日は、原則として以下のとおりとする。

15日締⇒当月25日支払	と	末日締 ⇒ 翌月10日支払
--------------	---	---------------

<最終の換金手続きは、令和2年11月16日締分の令和2年11月25日支払い>